

制約付き一般競争入札を行いますので、金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第3条の規定により公告します。

令和元年9月25日

金沢市公営企業管理者 平嶋 正実

- 1 入札対象業務
業務名 大桑配水場警備業務委託
業務場所 金沢市大桑町地内
業務期間 令和元年12月1日から令和10年11月30日まで
業務概要 機械警備
防犯警備対象床面積 約510㎡
- 2 入札参加資格
競争に参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とします。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ② 金沢市の令和元年度役務等の入札参加資格において、「機械警備」の競争入札参加資格を有すること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、金沢市長が別に定める手続に基づく一般競争入札に参加する資格の再認定を受けていること。）。
 - ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ④ 金沢市内に本店を有すること。
 - ⑤ 警備業法（昭和47年法律第117号）第40条の規定により、機械警備業務の届出をしていること。
 - ⑥ 警備業法第43条の規定に基づく25分以内の即応体制が整備されていること。
 - ⑦ 機械警備業務管理者を選任していること。
 - ⑧ 当業務の競争参加申請書の提出期間の最終日から入札日までの間、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
 - ⑨ 役員（役員として登記され、又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- 3 入札参加申込手続
競争参加申請書 1部
提出場所 金沢市広岡3丁目3番30号 金沢市企業局経営企画部企業総務課（直接持参）
受付期間 令和元年9月27日（金）〔午前9時から午後5時30分まで〕及び
令和元年9月30日（月）〔午前9時から正午まで〕（時間厳守）
- 4 契約の条項等を示す場所
契約書は、下記アドレスから縦覧することができます。
<https://www2.city.kanazawa.ishikawa.jp/bid/notice/ekimu>
- 5 仕様書等の閲覧方法
仕様書等については、下記アドレスからダウンロードしてください。ただし、図面については競争参加申請書提出の際に企業局企業総務課においてお渡しします。
<https://www2.city.kanazawa.ishikawa.jp/bid/notice/ekimu>
（注）入札に参加する場合は、必ず仕様書等を閲覧してください。
- 6 仕様書等の質問及び回答
仕様書等に関して質問がある場合は、次に従い書面（様式自由、記名押印のこと。）により提出してください。
質問：令和元年10月11日（金）正午まで（郵送の場合は必着）
回答：令和元年10月16日（水）までに、金沢市企業局ホームページにおいて公開
- 7 入札執行場所及び日時等
金沢市広岡3丁目3番30号 金沢市企業局 5階講堂
令和元年10月23日（水） 午後2時
競争入札に当たっては、競争参加申請確認通知書又はその写しをお持ちください。
※競争参加申請確認通知書又はその写しをお持ちでない場合は、入札に参加できません。
- 8 入札方法
入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた月額を記載してください。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 9 積算内訳書の提出
 - (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出してください。
 - (2) 積算内訳書の様式は、金沢市企業局ホームページからダウンロードしてください。（自由様式不可）。
 - (3) 積算内訳書を提出しないときは、入札に参加できません。
 - (4) 再度入札においては、積算内訳書の提出は不要です。

- 10 入札参加資格審査 開札時点では、落札を保留して、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みした者のうち、最低の価格を持って申込みした者）を落札候補者として入札参加資格の審査を行います。
このため、入札参加申請者は、下記の書類について本業務の入札日時までに用意をしてください。
また、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けたものは、令和元年10月24日（木）正午まで〔時間厳守〕に金沢市企業局企業総務課へ直接お持ちください。
- (1) 競争参加資格確認申請書
 - (2) 警備業法第40条の規定による機械警備業務の届出を証する書類の写し（入札参加資格要件⑤の確認書類です。）
 - (3) 機械警備業務調書（入札参加資格要件⑥及び⑦の確認書類です。）
 - (4) 業務実績調書
※契約書の写し、仕様書等業務内容のわかる書類の写しを添付してください。
※上記のほか、業務実績調書の記載事項の確認として、必要に応じ追加資料の提出を求められます。
なお、(1)、(3)及び(4)の書類は、金沢市企業局ホームページからダウンロードしてください。
- 11 落札者の決定 落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合には、落札者として決定し、その旨を通知します。
- 12 入札保証金 免除
- 13 契約保証金 要（契約を締結する者が納付すべき契約保証金の額は、契約金額（年額）の100分の10以上とします。）
ただし、金沢市契約規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができます。
- 14 契約書の要否 要
- 15 入札に関する無効事項
- (1) 入札参加資格のない者が入札した場合
 - (2) 入札に参加しようとする者が協定して入札した場合又は入札に際し不正の行為があった場合
 - (3) 同一事項の入札に対し二つ以上入札した場合
 - (4) 金沢市企業局所定の入札書を使用しない場合
 - (5) 他人の代理を兼ね二人以上の代理をした場合
 - (6) 入札者の記名押印がない場合又は入札書の記載事項が不明確な場合
 - (7) 入札書の記載事項を訂正し、訂正事項に訂正印がない場合
（ただし、入札金額を訂正した場合は、訂正印を押しても無効とします。）
 - (8) 再度入札にあたり、直前の入札の最低価格以上の入札をした場合。
 - (9) 同一入札に参加する複数の者が次に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合は、基準に該当した者の入札は無効として取り扱います。ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は有効として取り扱うものとします。
 - ① 次に掲げる資本関係がある場合（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
 - ア 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 次に掲げる人的関係がある場合
 - ア 一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ 事業協同組合等と組合員の関係にある場合
 - ④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 16 最低制限価格制度 この入札には、最低制限価格制度を適用します。
- 17 翌年度以降の契約
- (1) この契約日が属する年度の翌年度以降、当該業務の契約に係る金沢市企業局の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、金沢市企業局はこの契約を変更し、又は解除することができます。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることとした場合も同様とします。
 - (2) 前項の規定によりこの契約を解除されたときは、金沢市企業局に対しその損害の賠償を求められません。
 - (3) 令和2年度以後に、価格の変動、委託内容の変更等があった場合は、協議の上、契約額を定めます。

18 その他の事項

- (1) 入札書には、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載してください。
- (2) 無効事項に該当する入札者は、再度入札に参加できません。
- (3) 再度入札は1回とします。(第1回を含めて2回)
- (4) 再度入札において入札を辞退する場合は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出してください(口頭辞退は不可)。
- (5) 平成31年4月30日までに通知した入札参加資格決定通知書については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えてください。
- (6) この公告及び詳細については、金沢市企業局企業総務課までお問い合わせください。 電話(076)220-2614